長与町農業委員会会議録

令和2年6月25日

注:発言の内容については、その要旨を記載しております。 個人情報に関する部分については、内容を○又は()に置き換えています。

長与町農業委員会

令和2年6月農業委員会総会

2. 場所 長与町役場 4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員(12名)

会長 1番 水谷 勉

会長職務代理者 2番 柳原 厚志

委員 3番 崎山 光子 4番 古立 英明 5番 辻田 晶夫

6番 田中 稔 7番 柿本 香代 8番 岡﨑 道子

9番 渡邉 章三 10番 山本 純博 11番 上杉 司

12番 益冨 雅彦

- 4. 農業委員会委員 欠席委員(0名)
- 5. 農地利用最適化推進委員 出席委員(8名)

1番 原口 司 2番 尾﨑 明光 3番 田中 光夫

4番 森内 忠嘉 5番 梶尾 厚 6番 中村 栄治

7番 坂本 謙二 8番 柳原 弘

- 6. 農地利用最適化推進委員 欠席委員(0名)
- 7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 9番 渡邉 章三 10番 山本 純博

第2 第1号議案 農地法第3条規定による許可申請について

第3 第2号議案 農用地利用集積計画について

第4 第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う

意見聴取について

第5 第4号議案 非農地判断について

第6 第5号議案 長与農業振興地域整備計画に伴う意見聴取について

第7 第1号報告 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について

第8 第2号報告 農地改良届出報告書について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 福本 美也子

農政農地係長 森 雅之

農政農地係主任 松本 あゆ子

9. 産業振興課職員

農林水産係主査 中山 高宏

農林水産係主査 田口 哲也

事務局

皆さん、おはようござます。

定刻前でございますが、皆さんお揃いですので、総会の開催に先立ち、報告いたします。 令和2年6月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会 総会規則第6条により、 在任委員で総会を開催する過半数以上、「12人」の出席であることを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は「8人」全員の出席でございます。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願いいたします。

議長

皆さん、おはようござまいす。今朝は大雨が降るんじゃないかと非常に心配しておりました。五島と県北の方はかなりの雨が降って、いろんな被害が出るのではないか、当然農地被害も出てくるのではないかと思っております。ただ、過去の事例で見ますと、7・23くらいまでは長与も大雨がくるという覚悟をしなければならない。もし、皆さんの所で農地被害が出てくれば、即時に事務局や農林水産の担当の方に連絡をしていただきたいと思っております。今日は6月で、最後の総会になりました。3年間皆さんに非常にお世話になってやってきたわけですけれども、一日一日を計算すると、私は最初申し上げましたように、千日行という形で、日々緊張感を持ってやってきたわけですけれども、全てが順調にいったわけではなくて、手落ちの分もたくさんあったと思っております。特に、一番大きかったのは、推進委員の皆さん方の報酬について、改善ができなかった。最後の1年で話をして、村田局長の時からずっと事務方と話をしてやっと改善ができたということでございます。それから、再度就任いただく方々については、議会を通過をしたという報告を聞いております。今後も皆さん方には非常にお世話になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年6月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名 委員を2人、指名致します。9番 渡邉章三委員、10番 山本純博委員を指名致します。

日程第2 本日は、第1号議案 農地法第3条規定による許可申請についてが4件。第2号議案 農用地利用集積計画についてが4件。第3号議案 農地中間管理事業における、農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが1件。第4号議案 非農地判断についてが1件。第5号議案 長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取についてが1件。

報告事項では、農地転用専決処分報告が2件。農地改良に関する届出が2件、出されています。

それでは、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案 農地法第3条規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の1ページを お開きください。

整理番号6、申請地が、長与町本川内郷(地番)、地目は畑で、1,218㎡。同じく(地番)、 地目は畑で、2,029㎡。合計で2筆 3,247㎡です。農地区分は、2筆とも農用地 区域内です。

申請者は、譲渡人が、長与町本川内郷(地番)、(氏名)さん、譲受人が、長与町本川内郷(地番)、(氏名)さん。申請目的は、所有権移転の売買で、売買価格は、〇〇円です。 10 a あたり〇〇円となります。

備考欄に記載している通り、譲渡人は、体調不良により農業経営が困難なため、地元農業者に売却するものです。

譲受人の耕作地は、35,534㎡、労働力は2人です。都市計画区域外となります。 土地の所在ですが、2ページをお開き下さい。図面の左上あたりに、本川内郷(施設名) がありますが、そこから300メートルほど登った、図面右上の橙色で表示している場所が、 申請地、本川内郷(地番)、そのすぐ上の赤色で表示している場所が、本川内郷(地番)となります。

以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員の原口 司 推進委員 お願いいたします。

推進委員

1 番

17日の10時半から現地確認をしました。会長、事務局長、係長、農業委員の益富さんです。もう皆さんもご存知だと思うのですが、(譲渡人)は体調を崩されて農業ができない状態です。この2筆は、ちょうど(譲受人)の家の上になるのですが、その畑が荒れて、大雨の時には家の上にまっすぐ水が落ちてくるような状態なので、購入して、きちんと整地をし直して、水を川の方に流れるようにしたいということです。(譲受人)は皆さんもご存知のように、幅広くやられておるので問題ないと思います。

議長

続きまして、担当農業委員 12番 益富雅彦 農業委員。

12 番

今、原口推進委員さんからご報告がありました通り問題ないと考えております、価格の所で若干安いなと思って見られる方もいらっしゃると思いますけれども、実際の所、農道が接道をしていないということもあり、若干安くなっているかなというふうなところでございます。(譲受人)は認定農業者でもあり、これからの○○地区を担っていく人材ですので、問題ないと考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

質問なしと認めます。

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の 方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議長

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。 続いて、2件目について、説明をお願いします。

事務局

2件目です。1ページにお戻りください。

整理番号7、申請地が 長与町本川内郷(地番)、地目は畑で、299㎡。同じく(地番)畑、14㎡。同じく(地番)、畑、164㎡。合計3筆 477㎡です。農地区分は、3筆とも農用地区域内です。

申請者は、譲渡人が、長与町嬉里郷(地番)、(氏名) さん。譲受人が、長与町本川内郷(地番)、(氏名) さん。申請目的は、所有権移転の売買で、売買価格は、〇〇円です。 10 a あたり〇〇円となります。

備考欄に記載している通り、譲渡人は、高齢で農業経営が困難であり、地元農業者に売却 するものです。

譲受人の耕作地は、9,997㎡、労働力は、2人です。都市計画区域外となります。

土地の所在ですが、3ページをお開き下さい。図面右側にある○○ダムの左手に、本川内郷 (施設名) がありますが、そこから道なりに50メートルほど進んだ、赤色で表示してある場所が、申請地 本川内郷 (地番)、すぐ隣の、緑色で表示してある場所が、本川内郷 (地番)、道向かいの家に囲まれている、黄色で表示してある場所が、本川内郷 (地番) です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員の原口 司 推進委員 お願いいたします。

推進委員 1 番 17日に継続して現地確認しました。3ページの地図の方を見ていただきたいんですけど、赤色の(地番)から黄色の(地番)、この間にあるのが(譲渡人)の家です。(譲渡人)は高齢で体調を崩して農業できない状態です。すぐ隣が(譲受人)のお宅です。(地区名)の

有志の人たちが話して、(譲渡人)の土地を荒らさないように、できるだけ近くの人が購入して、畑を維持していくということで、今回の売却になったものです。特に問題はありません。 よろしくお願いします。

議 長 続きまして、担当農業委員 7番 柿本香代 農業委員。

7 番 私は17日に行けずに、22日の15時から局長と森係長と一緒に回らせていただいました。(譲受人)はご家族も協力して、除草などよく管理をされています。(譲受人)の自宅と 隣接したすぐ横になりますので、(譲渡人)にとっても使ってもらうということは良いかなと 思います。特に問題ないと思います。以上です。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議長質問なしと認めます。

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の 方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 全員です。

議長 挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。 続いて、3件目について、説明をお願いします。

事務局 3件目です。議案書の4ページをお開きください。

整理番号8、申請地が、長与町平木場郷(地番)、畑で、816㎡。同じく(地番)、地目は田で、1、985㎡。同じく平木場郷(地番)、畑で、894㎡。同じく(地番)、畑で、97㎡。同じく(地番)、畑で、219㎡。同じく(地番)、畑で、117㎡。合計6筆、4、128㎡です。農地区分は、農用地区域内が4筆、農用地区域外が2筆です。

申請者は、譲渡人が、長与町平木場郷(地番)、(氏名)さんと、(氏名)さん、御夫婦です。

譲受人が、諫早市久山台(地番)、(氏名)さん。申請目的は、所有権移転の贈与です。 譲渡人は、高齢のため、後継者である息子さんへ申請地を無償贈与するものです。

譲受人の耕作地は、24、023㎡、労働力は、3人です。都市計画区域外となります。 土地の所在ですが、5ページをお開き下さい。図面の中段少し左手に、○○橋がありますが、そこから200mほど進んだ図面中央部分の、茶色で表示している場所が、申請地、平木場郷(地番)、黄色で表示してある場所が、平木場郷(地番)です。それと図面右上に赤丸で囲ってある場所がありますが、6ページの拡大図をご覧ください。先程の場所から500mほど進んだ、○○バス停からすぐのところの、赤色で表示してある場所が、(地番)、黄色が(地番)、青が(地番)、緑が(地番)です。

以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員の尾崎明光 推進委員 お願いいたします。

推進委員 2 番 現地の調査ですけれども、6月17日の9時30分より行いました。立会者は事務局長、森係長、農業委員の古立さん、地主さんと立会を行いました。現地の状況ですけれども、(地番)と(地番)ですが、黄色の3分の1くらいが現況畑になっておりまして、茶の部分と合わせてみかんを植えてあります。まだ4、5年の幼木であります。その他の黄色部分につきましては、田植えが終わっている状態です。(地番)(地番)(地番)(地番)ですけれども、ここはエビネランと他も若干ありますが、ハウスをしてそういったものを作ってあり、管理としては良い状況だと思っております。労働力については、(譲渡人)ご夫婦と次男さんが3人で農業を行っておられます。息子さんにつきましては、1年間通して、平均で3日から4日程度作業の方に従事しておられます。畑の状態もきれいに管理されておりますので、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員 4番 古立英明 農業委員。

4 番

今、尾崎さんの方からご説明ありました通りで、後継者の(譲受人)は仕事に通いながら、 農繁期は特に真面目に加勢に来ておられているようです。通常の時も、多い時は週に2、3 日来ておられますので、後継者としては、十分な対応をされていると思っております。そう いうことで、別段問題ないと思っております。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

9 番

上から2番目、1, $985 \,\mathrm{m}^2$ 。その前に米印がしてありますよね。これどういう意味ですか。

事務局

はい、この分につきましては、先ほど尾崎委員から少し説明をしていただいたんですけれども、(地番)の1, 985 m の内、果樹みかんを植えるために、部分的に農地改良で畑にされています。その部分を米印ということで、一部みかん畑ということで、面積500 m と書かせていただいております。

9 番

了解。

【意見・質問無し】

議長

質問なしと認めます。

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の 方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議長

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。 続いて、4件目について、説明をお願いします。

事務局

4件目です。議案書の4ページにお戻りください。

整理番号 9、申請地が、長与町岡郷(地番)、畑で、4,075 \rm{m}^2 。同じく(地番)、畑で、4,101 \rm{m}^2 。同じく(地番)、畑で、1,482 \rm{m}^2 。同じく(地番)、畑で、789 \rm{m}^2 。同じく(地番)、畑で、789 \rm{m}^2 。同じく(地番)、畑で、1,231 \rm{m}^2 。同じく(地番)、畑で、143 \rm{m}^2 。合計6筆で、11,821 \rm{m}^2 です。農地区域は、6筆すべて農用地区域です。

申請者は、譲渡人が、時津町西時津郷(地番)、(氏名)さん。譲受人が、長与町嬉里郷(地番)、(会社名)代表取締役(氏名)さん。申請目的は、売買による所有権移転で、売買価格は、〇〇円です。10アール当たり〇〇円です。

備考の欄に記載していますとおり、譲渡人は、会社勤めで、自己農地の管理が難しいため、 譲受人へ売却するものです。

譲受人の耕作地は、21,025㎡で、労働力は4人となります。都市計画区域外です。 土地の所在ですが、7ページをお開きください。図面の下の方に、○○バス停があります が、そこから国道207号線を北へ進み、図面中央部分の国道から少し登った、紫色で表示 してある場所が、申請地 岡郷(地番)、そこから300mほど山手の、図面右側の水色で表 示してある場所が、岡郷(地番)、それから、8ページをお開きください。少し場所が変わり まして、図面中央付近に、○○バス停がありますが、そこから300mほど山手に登った、 図面右側の、黄土色で表示してある場所が、岡郷(地番)、道向かいの茶色が(地番)、少し 北へ進んで、緑色が(地番)、黄色が(地番)となります。

以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員の柳原 弘 推進委員 お願いいたします。

推進委員 8 番

現地確認を22日の午後より行いました。ここは、(譲渡人)のお父さんが長いこと病気をされておられまして、亡くなられました。息子さんは会社務めをずっとしておられまして、農業はしないということで、この売却ということになっております。現地は、お父さんの方がそういう状況でしたので、けっこうみかん畑も荒れたり枯れたりした後を今、(譲受人)が手入れをされています。ほとんどではなかったですけれど、あとまだ荒れているのは一筆くらいですかね。そういう状況で畑の管理はよくされておられました。周りの園地の方からすれば、土地を買ってもらって管理してもらうのは大変良いことだと思っておりますけれども、多分また先ではオリーブ園になるのではないかと思っておりますが、みかん園とオリーブとの掛け合いがどうかな、とそこは私は少し心配しております。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員 6番 田中 稔 農業委員。

6 番

ただいま推進委員さんが説明された通りなんですけれども、地域の農業委員として、地域の方からいろんな問題が提起されております。こういう本人と町の担当者、地域農業者、我々農業委員、これはつながりというか、こういう一つの家の農業が全部売却されるとか、その家庭がもう農業は全然しないというような時には、やっぱり、こういうことで全部譲渡されますよということを地域に教えていただきたい、という声がほとんど出てきております。というのが、字図を見るとよくわかるように、(譲渡人)の農地はある程度地域の中心的な場所にばっかりあるんですよ。点々とありますが、ほとんど周りは全部みかん畑。一番最後のページにありますが、これは別の案件ですけれども、全部農振農用地の

中にあるんです。それで、周りの方が「なんで黙って」という話が僕にずっと来ます。そ ういう申し出があったら、農業委員会なり教えていただければ、説明の余地があると、特 に今度はそう考えました。ということで、農業委員会の事務局の方は、そういうところを できれば心づくしをしていただきたいと思います。売買については、地域の農業者として も、荒れないのですから助かるということでよろしいのですが、先ほど、推進委員さんか らあった将来の植栽されるものについては後の問題ですので、後からまたもし問題があっ たら、そういうことで話し合いをしなければならないと思っております。前(譲受人)の 方が出てこられた時に、うちの地域に今約2町オリーブを作っておられます。やっぱり会 社組織ですから、地域の隣接の農業者のことは従業員の方は全然頭にないわけですね。隣 のいろんな樹木を切ったり、私たちが十数年間かけて育ててきた桜の木を、自分が借りた 畑に枝が少し差し掛かったからと言って、切るわけです。そういう時でも、地域の人は一 生懸命育ててきたものを切らないわけです。それを新しい会社組織の方が入ってきて切ら れたら、地域の方は絶対良い気はしない。そうすると、その方にとってもうまくいかない のではないかと、私はずっと危惧しているんです。今度の場合も、私は本人もよく存じて おりますので、そういうことが今後絶対ないように私も注意をしていかなければと思って おります。いろいろ長々申し上げましたけれども、以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。 はい、渡邉委員

9 番

ここの農地も私も拝見させていただきました。別に問題ないと思いますが、毎年一筆調査をしますよね、そこで、この農地がどういうランク付けをされているのかなと思いまして。 現地を見ると、みかんの木も植わっていましたが、けっこう薮だったんですね。倉庫がある所もありました。だから、ランク的にどうなのかと気になったので、お尋ねをいたします。

事務局

去年の農地利用調査では「営農」となっておりました。

議長

田中委員。どうぞ補足説明をお願いいたします。

6 番

はい、今の件について、私からも。私も昨年調査をしていますので説明を申し上げますけれども、今渡邉委員から申し出があったように、少し薮のところもあったんです。というのは、昨年までお父さんは元気で、ユンボに乗ったり、トラックに乗ったりと1人で作業をされておられました。去年までは立派なみかん畑です。私もすぐ隣に持っていますので。ところが、1年間もすると皆さんもご存知のように、農地というのはすぐ荒れるんで

す。そういう状況で全然草を刈らないと。そういうことで、少し荒れた所もあったんですが、昨年の調査では優良農地として私は見て回っていました。そういうことで、農地としてきちっとされているということで、去年も見てまいりました。以上です。

1 番

いいですか。私も確認しました。1年するとああいうふうに荒れるんだなというふうに つくづく思いました。今田中委員が言われるように、非常に熱心な方だったし、いいみかんを作っていたみかん畑が1年にしてああいう状態になっていくということが非常に悲しいというか。それが他の方たちに伝わっていって、荒廃地がなくなるということについて は非常に良いことだと私も確認をしております。以上です。

議長

他にありませんか。

【意見・質問無し】

議長

質問なしと認めます。

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の 方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議長

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。 続いて、第2号議案 農用地利用集積計画について審議いたします。事務局より説明をお 願いします。

事務局

それでは第2号議案 農用地利用集積計画についてご説明します。1ページから3ページ の議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。

それでは議案書の4ページをお開きください。1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、(氏名) さん、長与町平木場郷(地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、(氏名) さん、長与町本川内郷(地番)。利用権を設定する土地は2筆で、長与町本川内郷(地番)、現況地目は田で、950㎡。同じく、(地番)、現況地目は田で、902㎡。合計2筆で 1,852㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、

具体的な作物名は水稲です。

期間は、令和2年7月1日から令和7年の6月30日までの5年間です。年間の借賃は、年間米 $\bigcirc\bigcirc$ kgを、毎年10月末に自宅へ納入します。平成27年に新規で借り入れており、今回が1回目の更新となります。

土地の所在ですが、6ページをお開きください。図面の中央に○○駅がございますが、そこから線路沿いに下った、赤色で表示している三角形の場所が、申請地 本川内郷(地番)、すぐ下の紺色で表示している場所が、本川内郷(地番)でございます。

以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員の原口 司 推進委員 お願いいたします。

推進委員

1 番

17日の10時半から調査しました。(貸主) はもうずっと体調崩されて農業できない状態なので、(借主) が頑張って田んぼをされていました。今回は現地確認すると、ちょうどきれいに田植えが完了していた状態でした。継続なので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

続きまして、担当農業委員 12番 益冨雅彦 農業委員。

12 番

今、原口推進委員さんのご説明の通り問題ないと考えます。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議長

質問なしと認めます。

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり農用地利用集積計画を許可することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。 続いて、2件目について、説明をお願いします。

事務局

2件目です。議案書の7ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、(氏名) さん、長与町岡郷(地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、(氏名) さん、時津町西時津郷(地番)。利用権を設定する土地は1筆で、長与町斎藤郷(地番)、現況地目は畑で、1,725㎡です。利用権の種類は、使用貸借で具体的な作物名は野菜です。

期間は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間です。平成29年に新規で借り入れており、今回が1回目の更新となります。

土地の所在ですが、9ページをお開きください。図面の左上に(施設名)がございますが、そのすぐ下の紺色で表示している場所が、申請地 斎藤郷(地番)です。

以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っています。坂本謙二 推進委員お願いいたします。

推進委員7番

6月17日午後から福本局長、森さんと渡邉委員と私、合計4名で現地の確認を行いました。場所は周りが水田ということで作業はしやすい場所でございます。現在、茄子と里芋を栽培していらっしゃいました。継続ということで特に問題はないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。9番 渡邉章三 農業委員

9 番

推進委員さんの言われた通りで間違いありません。ただ、見ておわかりのように実は貸主の住所が時津町になっていますが、この方は施設に入所されていて住所がこういうふうになっています。従来ここの土地は(地区名)の(氏名)さんがずっと借地で水田を作っておられました。ところが、病気で亡くなられて、その後どうしようか、管理もできないということで、誰かする人がいれば教えてくださいと相談を受けまして、(借主)に打診してみたら、借りてみようかなということで、3年前にしました。そういうことで問題ないと思います。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議長

質問なしと認めます。

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり農用地利用集積計画を許可することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議長

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。 続いて、3件目について、説明をお願いします。

事務局

3件目です。議案書の10ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、(氏名) さん、長与町岡郷(地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、(氏名) さん、時津町西時津郷(地番)。利用権を設定する土地は1筆で、長与町岡郷(地番)、現況地目は畑で、2,952㎡の一部、1,985㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は、果樹、みかんです。

期間は、令和2年7月1日から令和12年6月30日までの10年間です。年間の借賃は、 年間〇〇円を、毎年12月末に自宅へ納入します。新規の借り入れとなります。

土地の所在ですが、12ページをお開きください。図面の上の方に岡郷の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ バス停がございますが、そこから少し山側に上った所にある、赤色で囲ってある部分が、申請地の岡郷(地番)で、そのうち、農道から上の部分の、赤色で塗りつぶしている場所が今回の申請面積、1, 985 ㎡です。

以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員の柳原 弘 推進委員 お願いいたします。

推進委員 8 番 はい、ここも6月22日に確認を行いました。ここも先ほどの(氏名)さんの果樹園でございまして、ちょうどこの隣接する場所に(借主)のみかん畑がありまして、(貸主)が農業をしないということで、(借主)が周りが荒れたら困るということで、借りてすると聞いております。(借主)もまだ若いし、体力的にもまだやれると思いますので、別に問題ないと思います。以上です。

続きまして、担当農業委員さんお願いします。6番 田中 稔 農業委員

6 番

ただ今、推進委員さんが説明された通りです。問題はないと思っております。図面を見るとわかるように、すぐ下が(貸主)の自宅です。お母さんが1人いらっしゃいます。家の周りに他人が入ってくるといろんな問題があるということで、ここだけ残すという話があったんです。それで、こういうふうに(借主)が借りてくれて、ありがたかったなということで話を聞いております。農業を頑張っていた人なので、家の周りも全部他人に渡ってしまったら寂しいと思うんですよ。ということで、こういうふうになっておりますので、よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議長

質問なしと認めます。

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり農用地利用集積計画を許可することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議長

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたしま す。

次に第2号議案の4件目、農用地利用集積計画について、並びに第3号議案 農地中間管理 事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、併せて審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

4件目です。議案書の13ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所は、公益財団法人 長崎県農業振興公社 理事長 上田裕司さん。長崎市尾上町3番1号。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住 所、(氏名) さん、長与町本川内郷(地番)。利用権を設定する土地は2筆です。長与町 本川内郷(地番)、畑で、360㎡。同じく(地番)、畑で、666㎡。合計2筆の1,026㎡です。利用権の種類は 賃借権で、利用内容は、樹園地です。

期間は、令和2年8月10日から令和22年8月9日までの20年間です。借賃は、2筆で年額○○円を、毎年6月に口座へ振り込みます。10a当たりの単価は、2筆で○○円です。

利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は賃貸借です。新規契約となります。

土地の所在ですが、14ページをご覧ください。図面の左側の上の部分に、本川内郷の(施設名)がございますが、そこから東へ300m程度上った、黄色で表示している場所が申請地 本川内郷(地番)、そのすぐ上の青色で表示した場所が、本川内郷(地番)です。

続けて、第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてまでを、一括して説明いたします。

ただ今、説明しました土地につきましては、新たな担い手への利用権の設定が、計画されております。その計画を定める場合は、農業委員会の意見を聴取すると謳われておりますので、今回、第3号議案として上程しております。

それでは、説明いたします。第3号議案の4ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所は、(氏名) さん、長与町本川内郷(地番)。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所は、公益財団法人 長崎県農業振興公社理事長 上田裕司さん、長崎市尾上町3番1号。権利を設定する土地及び、利用内容、期間等につきましては、先ほど説明いたしました内容と同じですので、割愛させて頂きます。

なお、補足ですが、これらから、意見あり、なし、を決定していただきますが、決定した 結果については、3ページをお願いします。

この様式で、意見書として、町へ回答する流れとなります。 以上です。

議長

この件は、(貸主)が農業振興公社を通して、そして、また(借主)が振興公社から借り受けるという形になります。ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員の原口 司 推進委員お願いいたします。

推進委員 1 番 17日に現地調査しました。(貸主) は長年仕事ができなくて、この2筆は荒れていました。それで、農業委員の益富さんはじめ、頑張ってやっている方々がいろいろ考えてこういうことになったと思うんですけれど、この2筆の上と下は(借主)のミカン畑です。この間も(借主)がすることによって、そこの園全部がきれいになるということで、中間管理機構を通して、この一帯全部(貸主)の土地もきれいにみかんをするということでなったものです。(借主)は幅広くがんばってやっておられますし、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、担当農業委員 12番 益冨雅彦 農業委員。

12番 原口推進委員さんが詳しくご説明していただきました。もう申し上げることはございませんけれども、(借主)は、高齢化が進む農業者の中では50台前半ということで、若手のホープでございます。今後本当に頑張って農業を振興していただければと思います。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。 はい、崎山委員どうぞ。

3 番 (借主)の年齢を教えていただけますか。期間が20年となっていますので。

事務局 52歳です。

3 番 わかりました。

議長他にご質問ありませんか。

【意見・質問無し】

議 長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

まず、第2号議案の4件目、利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて 農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 全員です。

議 長 挙手された農業委員が12人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定い たします。 続いて、第3号議案の3ページの意見書に『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを第2号議案の4件目の案件と併せて報告することになっておりますので、挙手で賛否をとります。第2号議案の4件目並びに、第3号議案について、『意見なし』の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議長

挙手された農業委員が12人全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告する ことに致します。

続いて、第4号議案 非農地判断について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第4号議案 非農地判断について、でございます。4号議案の2ページをお開きください。

ここに記載しております土地につきまして、現地確認をしたところ、山林化が認められた ため、非農地とすることの判断を、議案として上程しております。

内容を説明いたします。通知番号1、農振区域は、農業振興区域の白地です。所在地は、 長与町三根郷(地番)、地目は、登記簿は畑、現況は山林となっております。面積は303㎡、 所有者は、長与町です。

この土地の経緯について簡単に説明します。この土地は、○○団地の開発の時に、開発業者である(会社名)が、個人より買い受けた土地です。開発工事が完了したのちに、長与町へ帰属され、現在に至っております。このたび、所有者である長与町から、この筆が農地として残っていることが判明したということで、現況に合わせ、非農地の申し出があっております。

場所を申し上げます。3ページをご覧ください。図面の中央に○○団地と示しておりますが、その上部にひいてある赤線が、○○団地の境界です。図面の上の方は、丸田郷の(字名)です。その境部分の赤色で示している部分が、該当地、三根郷(地番)でございます。

以上です。ご判断、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員の梶尾 厚推進委員 お願いいたします。

推進委員

5 番

6月17日の14時から局長、森さん、上杉委員、崎山委員、私で調査をいたしました。 この土地は、○○団地の開発工事の時に買収された土地のようで、平成12年頃に造成工事 が終わった時点で端に残された土地のようでございます。その時に畑がこのまま残っている 状態でした。周りにも山林がいくつか町の所有になっているものがあります。現況20年も 経過して、雑木林が植わって、山林化の状態で、畑に復興というは難しい状態で、参加した 委員で非農地の判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、担当農業委員 3番 崎山光子 農業委員。

3 番 梶尾委員が言われましたように、現地確認を一緒にさせていただきました。現況は全く山 になっておりますので、該当に値すると思います。以上です。

議 長 続きまして、担当農業委員 11番 上杉司 農業委員。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。 はい、渡邉委員

9 番 説明がありました○○団地について、私も一応拝見させていただきましたけれども、団地の方から全然見えないんですね、山で。どこから入ればいいのかわからず、あきらめて見てきませんでした。例えば、先ほども言いましたけれども、毎年している一筆調査ですが、ここは畑ですから、昨年もその前の年も畑として上がっていたのだろうと思いますが、これは個人じゃなくて、町ですよね。その時の調査でどうだったのか、ということと、それがずっと続いていると、町側から提出がなくても、委員会の方からも判別をして、町有地であれば、非農地であるという通知を町に出すべきではなかったのかなという気がしますけれども。その当時、昨年の実績から言って、これは農地でない判定がされていますか。多分されていると思うんですが。

推進委員 5 番 私からいいですか。これは、米印で書いてあります。「該当地は町有地のため農地利用状 況調査の対象から外れるため、調査はしていない。」と書いてあるでしょう。ですので、し ていません。

 で、調査したことはありません。以上です。

議長

本来行政は農地を持たないんですね。そういうことで、調査からは適応除外、そしてなお 且つそれが何十年か保留されてきたというところがありますので、その事情を酌んでいただ いて、ひとつよろしくお願いいたします。

はい、渡邉委員どうぞ。

9 番

はい、すみません。先ほどの梶尾さんの意見すみませんでした、米印のところを読んでおりませんでした。

議長

他に質問等ありませんか

【意見・質問無し】

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり非農地として判断することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。 異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議長

拳手された農業委員が12人全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断すること に決定いたします。

それではここで10分休憩をとります。

(休憩終了後)

議長

続いて、第5号議案 長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について、に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、○○委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

(○○委員 退席後)

議長

事務局から説明をお願いします。

事務局

第5号議案 長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取についてです。

5号議案の1ページをお開きください。5号議案では、農用地区域内の土地を、住宅を建築するために、農用地区域から除外するというもので、除外するためには、「長与農業振興地域整備計画」の変更が必要となります。整備計画の変更にあたっては、農業委員会の意見を聴取することが、法により定められておりますので、今回、議案として上程しております。

議長

それでは、資料の中の様式6-1号から、産業振興課より、具体的に説明をお願いします。

産業振興課

それでは、4ページ目をご覧ください。こちらが農業振興地域整備計画変更計画書となり まして、農振地域の除外の詳しい内容となっております。除外の目的としましては、分家住 宅用地として(氏名)さんが行うことになっております。場所が岡郷(地番)、面積が214 m³、登記地目が畑、現況地目も畑となっております。土地の名義人が(氏名)さんになって おります。その中で除外の面積は214㎡のうち、全ての214㎡となっております。事業 計画としては、申出人(氏名)さんの一般住宅建築のため、理由としては(申出人)が農業 後継者となるため住宅建築のため除外することとなっております。事業の必要性としては、 認定農業者の(名義人)の生活補助及び、農業後継者として農業従事するにあたり利便性を 考慮し、(名義人)宅付近であるこちらの農地を除外し、宅地とすることとなっております。 2番の規模の妥当性としても、農具置き場や駐車場の面積を確保するにあたって妥当な面積 となっております。他に代替地がなかったというと、こちらも今本家住宅敷地内も、もう駐 車場や住宅などで埋まっておりますので、本家宅地内には建てられないということで、近隣 にも探されましたが、他になかったのでこちらに建てるということになりました。農作業の 効率化や利用上の支障がないかということにつきましても、こちらが農用地の集団の中の外 周部となるため、他に集団化や効率的な利用上の支障はないと判断しました。次に6番の方 で、こちらが(地区名)土地改良区の畑地かんがい整備事業の区域でありますが、こちらに 通っている管が、管の中でも最後・末の部分になりますので、他に影響を与えず、土地改良 区代表の(氏名)さんの許可も得ておりますので、問題がないと判断しました。こちらが、 事業完了後8年が経過してあると判断する理由としましても、当該事業が平成10年代に行 われたため、すでに8年に以上経過しておりますので問題がないと判断しました。土地改良 区の(代表者)からは今年の5月9日に許可をもらいまして、問題がないということでした。 次の6ページをご覧ください。こちらが詳しい場所になっております。場所としては、(施設 名)から約50mほど離れた場所の国道沿いの畑となっております。次の7ページが建物の配置図となっておりまして、一般的家屋と駐車場及び農具置き場、こちらで約214㎡のスペースとなっております。8ページ、9ページが横断図及び建物の平面図となっております。次の10ページが立面図となっております。次の11ページが農振農用地の図となっておりまして、黄色い部分が現在農用地となっておりまして、オレンジ色で着色されている部分が、今回除外する部分でして、一団の農用地の中で外周部となっておりますので、他に影響がないということで判断しております。以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員の柳原 弘 推進委員 お願いいたします。

推進委員 8 番 22日に現地確認を行いました。今、詳しく説明されましたので、私からは特段ないと思いますが、(申出人)が現在岡郷のアパートにおられますけれども、子供さんたちを育て上げて、農業をしたいということもありまして、後継者として、本家の補助的なことをやろうということで、利便性を考えて本家の近くに住居を構えるということを聞きました。場所的に、今言われましたように、農地枠の一番外周部にあたるため、別に問題ないと思っております。以上です。よろしくお願いします。

議長

続きまして、私も現地確認を行いましたので説明をいたします。

1 番

皆さん方ご存知と思いますが、ここは何か月か前に3条で出された、我々としては農地として売買をされたというふうに聞いてOKを出したわけでございます。今回はそれを除外して、この次にまた転用が出てくると思いますけれども、近い時間の間にこういうような転用をされるということは、ある意味では少し問題があるのかなということをもって現地を確認しました。ただ、ここに書いてありますように、畑そう畑かん事業の区域内ということで、地域でも重要な場所であるし、農林水産担当の方からも一番端の方でもあるということでしたので、その部分についてはほとんど問題ないのではないかと思います。ただ、改良区の中にありますから、改良区の面積が減るということについては、かなり大きな問題が出てきます。そうすると、この部分について了解を得ているということですが、文書で頂いておりますか。控えがありますか。あれば、本当は資料を添付して欲しかったのですが。文書としてきちんとしておかないと後からいろんな問題も発生してくるのではないかということを懸念しております。これは、私が現地確認をしたところの感想であります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

はい、渡邉委員。

9 番

除外ですから、分家住宅を作るという意味では、私はこれで良いと思います。ただ、会長が言われた部分で、畑かんの整備事業の区域内で、端であるということで現地も見ましたけれども、まぁ端ではありました。これは多分、おばさんか誰かということで、購入した土地だったんじゃないかなということで、見に行った時に、「あれ、この前購入した所だろうな」と思って見ました。それはそれで結構なのですが、問題は改良区の許可、それと隣接地権者の許可、これは口頭なのか文書で頂いているのか。というのは、(地区名)でも一時あったんですよ。家を建てる前は「何とかお願いします」ということでしたのですが、ところが後から家が建つと、住んだ人が優先するわけですね。そうすると、草を燃やした煙が飛んでくる、あるいは防除がうるさいだと、そういう問題も起きて、そういう時に「じゃあ、家を建てる時にあなたは何て言ったのか」と押し問答になったことがあるんですよ。ですから、これは口頭ではいかんな、文書でもらっておくべきだなと私が感じたものだから。作ること自体に異議はないのですが、改良区とか隣接者の「いいですよ」とかそういう部分があるのかないのか、あればそれは口頭なのか、その確認を。

産業振興課

隣接農地の方と、土地改良区の(代表者)からは意見書ということで、異議はないということで、書面で直筆のサインと印鑑をいただいております。

9 番 了解。

議 長 他にありませんか。

【意見・質問無し】

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。それでは、3ページを開いてください。今回の内容について、この意見書に、農業振興上「支障はない」、または、農業振興上「支障あり」のどちらかを示して、町長に報告することになります。それでは、挙手にてお諮りいたします。農用地から除外することについて、農業振興上「支障はない」という農業委員の方は、挙手をお願いします。

事務局 全員です。

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、農業振興上「支障はない」と、 町長へ報告いたします。

退席されていた○○委員の入室を事務局から伝えてください。

産業振興課の方は、退席いただいて結構です。

(○○委員 着席後)

(産業振興課職員 退席後)

議長

○○委員に申し上げます。申請があった第5号議案の件につきましては、農用地から除外することについて、農業振興上「支障はない」と、町長へ報告することに決定したことを、報告いたします。

なお、これは附帯ですが、前回3条で売買をされておる。これは、初めからそういう建設 の意図があるのならば、やはりちゃんとした法的な順序で手続きをするのが本来の筋ではな いかということで、ぜひ今後ともこういうことについては注意をお願いしたいということ で、附則を付けておきます。以上です。

これからは、報告事項に移ります。

事務局から、農地転用専決処分の報告をお願いします。

事務局

それでは報告事項の1ページをお開き下さい。農地転用専決処分の報告書、農地法第4条 第1項第9号の規定による農地転用届出の1件目です。

1. 当事者の氏名・住所・職業、届出者は、(氏名) さん、長与町本川内郷(地番)。職業欄は農業兼自営業です。2. 土地の所在等、本川内郷(地番)、地目は、登記簿は畑・現況は宅地で、面積は133㎡です。土地の所有者も(氏名) さんです。3. 転用計画、転用の目的に係る事業または施設の概要は、農業用倉庫で、建築面積26㎡、所要面積は133㎡です。4.申請日、令和2年6月2日。5. 専決処分の日、令和2年6月22日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第7条2項の 規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和2年6月25日、長与町農業委員会 事務局長 福本美也子

議長

何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議長

事務局から、次の報告をお願いします。

事務局

3ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書、農地法第4条第1項第9号の規 定による農地転用届出の2件目です。

1. 当事者の氏名・住所・職業、申請者は、(氏名) さん、長与町平木場郷(地番)、職業欄は農業兼自営業です。 2. 土地の所在等、平木場郷(地番)。地目は、登記簿は畑・現況は雑種地で、面積は188㎡です。土地の所有者も(氏名) さんです。 3. 転用計画、転用の目的に係る事業または施設の概要は、農業用倉庫で、建築面積は71.5㎡、所要面積は188㎡です。 4. 申請日、令和2年6月12日。 5. 専決処分の日、令和2年6月22日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第7条2項の 規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和2年6月25日、長与町農業委員会 事務局長 福本美也子

議長

次の農地改良報告をお願いします。

事務局

農地改良届出の報告です。なお、今回農地改良届が2件出ておりますが、隣接の土地でご ざいますので、続けて説明させていただきます。

まず1件目です。報告事項の5ページをご覧ください。農地改良届出報告書。土地の所在は、本川内郷(地番)、地目は、登記簿・現況ともに畑です。面積は、1,138㎡の内9㎡。所有者・耕作者ともに、(氏名)さん、長与町本川内郷(地番)。工事期間は、令和2年9月30日までで、農作業の際に車が乗り入れられるよう、園内道の整備を行います。

上記の通り、令和2年6月12日付園内道路整備届について、現地確認を令和2年6月17日に行ったので、報告します。

令和2年6月25日、農業委員 益冨雅彦、農地利用最適化推進委員 原口 司。代読で ございます。

続けて、2件目を説明いたします。6ページをご覧ください。土地の所在は、本川内郷(地番)、地目は、登記簿・現況ともに畑です。面積は 875㎡の内20㎡、所有者・耕作者ともに、(氏名)さん、長与町本川内郷(地番)です。1件目と同じく、工事期間は、令和2年9月30日までで、農作業の際に車が乗り入れられるよう、園内道の整備を行います。

上記の通り、令和2年6月12日付園内道路整備届について、現地確認を令和2年6月17日に行ったので、報告します。

令和2年6月25日、農業委員 益冨雅彦、農地利用最適化推進委員 原口 司。代読で ございます。

これも専決事項であります。現地確認をいただいております。概略の説明を益冨委員お願いします。

12番

この部分につきましては、3号議案で出てきました部分にも関連しておりまして、そこの 農地に到達するための道路が以前はなかったということで、数年前からここをなんとかした いという相談を受けていた所でもございました。この度農地改良ということで申請をさせて いただいて、道路を整備して農地への通行を可能にするということでございます。以上でご ざいます。

議長

原口推進委員何かありましたらどうぞ。

推進委員

いえ、特に問題はありません。

1 番

9 番 お尋ねをしたいことがあります。

議長

はい、渡邉委員、どうぞ

9 番

この場所、1号議案の6もなんですが、道路はどうなっているのでしょうか。

議長

現況は赤道がまっすぐ登って園にくっついているということで、今回申請に上がったのは、2.5くらいの道を水路の管理幅と自分の農地を合わせて、上に取り付けていこうということです。今まではキャリーで運ぶくらいの広さしかなかったということ。それをずっと上まで上げていって、上の購入をした3反5畝ぐらいありますけれども、それから間に(氏名)さんの農地がありますけれども、それを接道できるようにしようということであります。水路の管理幅が1.5くらいありますけれども、それから1mくらい中に入れて、園内道として使っていこうことで、園内道の改良ということで届をしているということになります。以上です。

9 番

了解。

これで、報告事項を終わります。 次は、行事報告です。事務局より説明をお願いします。

【この後、令和2年6月行事報告が行われた】

議長

これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会6月 総会を閉会します。